

競争入札参加資格審査申請書の提出要領 (物品購入・製造等、建物等管理業務)

1. 申請書の提出期間及び受付時間

定時申請：令和7年2月3日(月)～2月28日(金)【郵送可：当日消印有効】
土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時です。

随時申請は、令和7年4月24日(木)から受付いたします。

2. 申請書の提出場所及び宛先

内灘町 総務部 総務課 入札契約担当
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
電話：076-286-6720 FAX：076-286-0617

3. 申請要件

申請書を提出できる方は、次に掲げる全ての要件に該当する者であること。

- 1) 営業に関し許可・認可を必要とする場合において、これを得ていること。
- 2) 申請書を提出する日の直前までに納期限の到来した地方税及び国税等を完納している者。
- 3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者。
- 4) 内灘町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱第3条第2項に規定する誓約書(役員等名簿を含む。)を提出できる者。

4. 提出書類

- 1) 提出書類は、内灘町様式(別添申請書様式)又は、石川県様式、国土交通省様式で提出ください。ただし、書類No.9については内灘町独自様式です。
- 2) 提出書類は、A4判とし書類の左側に2箇所穴を開けて、下記表の順番通りに紐等で綴ってください。(ファイル不要)
- 3) 提出書類の商号又は名称に、必ずふりがなを付けてください。
- 4) 提出書類を郵送する場合は、受領書を送付いたしますので、返信用封筒(宛名記載、切手貼付)を同封してください。

No.	書類の名称	物品購入・製造等 ※注1)	建物等管理業務 ※注1)
1	競争入札参加資格審査申請書(物品購入・製造等)	◎*	
2	競争入札参加資格審査申請書(建物等管理業務)		◎*
3	許可証明書、登録証明書又は許可通知書(写し)		△
4	委任状(該当者のみ)	△*	△*
5	営業所一覧表(該当者のみ：様式中の事項が記載されていれば、貴社資料等に替えても良い。)	△*	△*
6	財務諸表 直前の事業年度分(法人は決算書、個人は確定申告時の損益計算書(又は収支内訳書)及び貸借対照表の写し)	◎	◎
7	商業登記簿謄本(法人のみ、写し可、3ヶ月以内のもの)	◎	◎
8	納税証明書 ※注2(国税[所得・法人・消費税]、県税及び町内に本支店を有する者については町税全般)(写し可、3ヶ月以内のもの)	◎	◎
9	誓約書 及び 役員等名簿	◎*	◎*
※	変更届(申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに提出すること。)	△*	△*

注1) ◎印は、必ず提出するもの。

△印は、該当する場合に提出するもの。

*印は、内灘町様式が有るもの。(別添申請書様式参照)

注2) 国税(全ての業者)・・・法人の場合、様式「その3の3」 個人の場合、様式「その3の2」
県税(県内業者、又は石川県内に委任先となる営業所などがある業者)・・・第2号の3様式
町税(町内に本・支店のある業者)・・・町税の滞納が無いことの証明(別添様式)

5. 資格審査申請対象者

資格審査申請者は、次に掲げる事業のいずれかを営み、資格要件を具備し、許可証・資格者証等の写しを添付した者を対象とします。

事業の種類	資格要件	添付書類（写し）
清掃業	ビルの管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物清掃業登録証明書 ・建築物環境衛生総合管理業登録証
警備業 （施設警備）	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	・警備業認定書
機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、石川県公安委員会に機械警備業の届出が受理されていること。	・警備業認定書 ・機械警備業届出受理書
空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物空気環境測定業登録証明書 ・建築物環境衛生総合管理業登録証明書
飲料水貯水槽清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
浄化槽維持管理業	ふるさと石川の環境を守り育てる条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・浄化槽保守点検業登録証明書
空調設備保守管理業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用していること。	・ボイラー技士免許証 ・危険物取扱者免状
消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防整備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者を雇用していること。	・消防設備士免状 ・消防設備点検資格者免状
電気設備保守管理業	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	・電気主任技術者免状
電話設備保守管理業	工事担任者規制（郵政省令）に基づく「工事担任者」の資格を有する者を雇用していること。	・工事担任者資格者証
昇降機保守管理業	建築基準法に基づく「建築士」又は「登録昇降機検査資格者講習修了者」の資格を有する者を雇用していること。	・建築士免許証 ・登録昇降機検査資格者講習修了証
設備機器運転監視業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」、消防法に基づく「危険物取扱者」及び「消防整備士」又は「消防設備点検資格者」並びに電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	・ボイラー技士免許証 ・危険物取扱者免状 ・消防設備士免状 ・消防設備点検資格者免状 ・電気主任技術者免状
一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第7条によりその区域を管轄する市町村長の委託又は許可を受けていること。	・一般廃棄物収集運搬業許可証 ・一般廃棄物処分業許可証
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく都道府県知事の許可を受けていること。	・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・産業廃棄物処分業許可証
その他保守管理業	上記に掲げる以外の事業で建築物を管理するため必要な保守管理事業を営んでいること。	